

004 (旧 0003) 日本塑性加工学会 倫理規定

(前文) 本会会員は、塑性加工に関する学理の研究とその成果の利用に関して、その成果が社会や経済に対して影響力のあることを認識し、社会への貢献と公益への寄与を願って、下記のことを遵守することとする。

(社会への責任)

1. 人類と社会の健全なる発展の礎を築くために、技術、安全、健康、福祉に貢献するよう行動する。

(会員としての責任)

2. 自らの意識と責任において、学術と技術の発展及び文化の向上に役立てることを心がける。

生命、財産、名誉、個人の秘密に係わることを尊重し、擁護する。

(公平性の確保)

3. 人種、宗教、性、障害、年齢、国籍にとらわれることなく、すべての人々を公平かつ公正にあつかう。

知的財産権と無形の資産を重視し、ないがしろにしない。

(研鑽と向上)

4. 一般知識や専門知識の維持と向上に努力し、自己の業務において最善を尽くす。

(社会への配慮と情報公開)

5. 研究や技術開発とその成果の利用にあたって、塑性加工技術がもたらす社会への影響や危険性についての配慮を怠らない。

技術的判断に際し、人間や環境に害を及ぼすおそれのある要素については、適時、一般に明らかにする義務を負う。

(相互関係)

6. 研究や技術上の主張や判断は、学理と事実とデータに基づき、信義にのっとり誠実かつ公正に行うこととする。

討論の場においては、率直に他者の意見や批評を求め、それに対して常識的に誠実な論評を行う。

附 則

- 1) 平成 12 年 4 月 21 日 418 回理事会で制定し、総会の承認後施行する。

補 則

本規定の運用および見直しに関しては、理事会がおこなう。